

ストップ! 

# 空き家の放置

## 空き家は個人の財産です

空き家をお持ちの方は、下のポイント等に気を付けて適切に管理しましょう  
現在、空き家をお持ちでない方、適切に管理されている方も、参考としてご覧ください



空き家が原因で通行人がけがをした場合等、管理者責任を問われるおそれがありますので適切に管理しましょう  
遠方の空き家や、ご自身で管理が難しい方は、ご親類やお知り合い等に管理をお願いされるのもひとつの方法です

空き家に関する相談はまずこちら!

## 岐阜市空き家総合窓口

- 空き家の所有者・管理者の皆様から  
空き家に関する一般的な相談を受け付けています。
- 地域の皆様から  
管理されていない空き家の相談を受け付けています。  
※ 相談の内容により、市の担当課が現地確認等を行い、  
空き家の所有者へ適切な管理の依頼等を行います。

受付時間：8時45分～17時30分  
(土日・祝日・年末年始除く)

受付場所：下記の岐阜市空き家総合窓口まで



より専門的なアドバイスを受けたい方は

## 無料空き家相談会 予約制

- 空き家の専門家による無料個別相談会  
NPO法人に所属する法律、不動産、建築等の知識を有した「空き家相談士」等が、ご相談をお受けします。

※ 相談会はあくまでもアドバイスを行うもので、  
ご相談者の今後の参考としていただくものです。

※ お一人1時間ずつの個別相談です。  
事前に下記の岐阜市空き家総合窓口まで  
ご予約をお願いいたします。

相談時間：毎週金曜 13時～16時  
(祝日・年末年始除く)

相談方法：電話相談

※ 予約された相談日時に、  
岐阜市からお電話します。



## 岐阜市空き家総合窓口

岐阜市役所 空家対策課内  
岐阜市司町40番地1(新庁舎17階)

※今年度から新庁舎で業務を開始します。新庁舎への移転は4月中旬から5月にかけて段階的に行いますので、  
来庁の場合は、お電話等でご確認ください。(移転前の本窓口：岐阜市江川町27番地 西別館2階)

## ☎ 058-214-2258

8時45分～17時30分(土日・祝日・年末年始除く)